

平成26年第6回

荒川区教育委員会定例会

平成26年3月28日

於)特別会議室

荒川区教育委員会

平成26年度荒川区教育委員会第6回定例会

- | | | |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 日 時 | 平成26年3月28日 | 午後1時30分 |
| 2 場 所 | 特別会議室 | |
| 3 出席委員 | 委 員 長
委員長職務代理者
委 員
教育長 教育部長事務取扱 | 高 野 照 夫
小 林 敦 子
青 山 侖
高 梨 博 和 |
| 4 欠席委員 | 委 員 | 坂 田 一 郎 |
| 5 出席職員 | 教育総務課長
教育施設課長
学 務 課 長
社会教育課長
社会体育課長
指 導 室 長
南千住図書館長
書 記
書 記
書 記
書 記 | 佐 藤 泰 祥
丹 雅 敏
佐 藤 淳 哉
北 村 美 紀 子
泉 谷 清 文
武 井 勝 久
小 堀 明 美
大 谷 実
浅 沼 佳 子
湯 田 道 徳
宮 島 弘 江 |
| 6 傍聴人 | | 1名 |

(1) 審議事項

議案第11号 荒川区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則

- 議案第 1 2 号 荒川区教育委員会事務局組織改正に伴う関係規則の整備に関する規則
- 議案第 1 3 号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第 1 4 号 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第 1 5 号 幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第 1 6 号 荒川区教育委員会事務局の人事について
- 議案第 1 7 号 指導主事の任用について
- 議案第 1 8 号 荒川区立学校の園長、副園長、校長及び副校長の任用について
- 議案第 1 9 号 「荒川区学校図書館活用指針」の策定について

(2) 報告事項

- ア 平成 2 6 年度予算における教育委員会主要事業について
- イ いじめ問題に関する荒川区教育委員会の対応について

(3) その他

委員長 きょうは、傍聴の申し込みが1名いらっしゃいます。

傍聴を許可したいと思いますですが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ声あり〕

委員長 ありがとうございます。

それでは、傍聴を許可するといたします。

では、傍聴人の入室を許可することといたしますので、傍聴人をお呼びください。

〔傍聴人の入室〕

委員長 では、ただいまから荒川区教育委員会第6回定例会を開催いたします。

出席委員数を御報告申し上げます。本日は4名でございます。

会議の署名委員は小林委員及び青山委員にお願い申し上げます。

では教育長、ごあいさつをお願いいたします。

教育長 年度末のお忙しい中、委員の皆様には万障繰り合わせていただきまして、本日の会議に御出席いただきありがとうございます。

本日は、組織改正に伴います教育委員会としての補助執行にかかわる案件等について御審議いただきたいと思っております。

また、あわせて今般の校長、副校長、そして教育委員会事務局の職員の人事異動等についても御説明させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長 ありがとうございます。

きょうは案件がたくさんございますので、よろしく願いいたします。

では、まず先生方の手元に、1月10日開催の第1回定例会及び1月24日開催の第2回定例会の会議録が机上でございます。

次の定例会までに、承認についてお諮りいたしますので、次回までに確認し、何かお気づきの点がございましたら事務局に御連絡ください。どうぞよろしく願いいたします。

審議に先立ちまして、傍聴の皆様申し上げます。皆様にお配りしました傍聴券に記載の注意事項をお読みくださいませ、会議において御発言なさらないようによろしく願いいたします。ぜひ御協力のほど、お願いいたします。

それでは、本日の議事日程に従いまして議事を進めます。

本日は、審議事項9件、報告事項2件でございます。

初めに、議案第11号「荒川区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則」を議題といたします。

議案第11号について御説明をお願いいたします。

教育総務課長 議案第11号「荒川区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則」でございます。

提案理由でございます。地方自治法第180条の7の規定に基づき、荒川区教育委員会の権限に属する事務の一部を区長の補助機関である職員をして補助執行させるため、荒川区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則を定めるものでございます。

内容でございます。次に挙げる教育に関する事務を区長の補助機関である職員に補助執行させるとともに、補助執行させる事務に係る事案の決定区分を定めるものでございます。

(1) 社会教育に関すること。こちらにつきましては、区立学校と地域との連携に関することを除くとなっております。

(2) 文化財の保護に関すること。

(3) 荒川区立荒川ふるさと文化館に関すること。

(4) 区立図書館に関すること。の4項目でございます。

施行期日でございますが、平成26年4月1日でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

議案第11号につきまして、御意見ございますでしょうか。

青山委員 これは、組織改正によってこれらの事務が教育委員会の権限から、事実上区長の権限に移行するというに伴う改正だと思っておりますけれども、その場合に次の議案とも関係してくるのかもしれませんが、従来は、教育委員会自体が法的には執行機関なのですが、実際には教育長のみが専任であるということから、教育長に事務執行の権限を、規定上、若しくは事実上ゆだねるということで、教育長の指揮下で決定権が実施されてきたと思っておりますけれども、今回、ここで掲げている(1)から(4)までの事務は、もともと文部科学省所管の法令によって教育委員会の事務とされているのでこういった形に、逆に残すという部分が明示されているのだと思うのです。

そういう意味で、現場の事務が輻輳するという、本来の今回の組織改正の趣旨にそぐわないような結果になることはないのかどうか、確認をしたいと思います。

教育長 青山委員御指摘のとおり、この4件については区長部局で、現実的には区長部局の組織の職員が権限を行使して事業を執行する形にはなりますけれども、責任と権限のものは教育委員会にありますので、適正に執行されているか否か、最終的にこの事業の責任を負うのは今後とも教育委員会になります。

また、教育委員会の事務については、教育委員会の決定によりまして教育長が行ってまいります。今回この4件について区長部局の補助執行とすることによって、現実的に変わりがある

るのかということですが、区長部局に移ることによって機動性とか、融通性が担保されるということが現実的にはあるかなと思っています。学校と文化団体や社会教育団体との関係ですとか、学校のみならず幼児教育と図書館との関係につきましても、特段変わりはありません。区長部局に移ったから文化団体の活動に学校の児童・生徒の参加が少なくなってしまうことはないだろうかと危惧される向きもありましたけれども、私どもも区長からも、そういうことは一切ありません、逆にもっと幅広く、区民の参加が期待できるとお答えしております。

青山委員 了解しました。

小林委員 法令の改正に伴いまして、教育委員会の主な業務が学校教育中心という形になりました。

ただ、やはり学校教育の土台として、社会教育であるとか、生涯学習は非常に重要だと思います。その土台の部分ということをお忘れずに、これからも御尽力いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 それぞれの分野で責任をしっかりと明確化させるということと、学校教育をより充実させようということですね。

教育長 おっしゃるとおりです。

例えば、区立図書館と学校図書館について、今度教育委員会と区長部局に移ったから連携がとれなくなってしまうのではないかといった懸念も当初はありましたけれども、実務的には何ら変わりのないように、それこそ柳田邦男絵本大賞ですとか、各地のコンクールについても今まで以上に子どもたちに応募してもらいたいと思っております。

委員長 各部門にしっかりと責任を持たせることによって、それをさらに横断的にきちんと進めましょう、総合力を推進しましょう、そして教育をしっかりして子どもたちをよりよく育てましょうということであります。

今年の26年4月1日から施行ということです。

議案第11号について、意見はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

委員長 第11号議案につきまして、異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

委員長 ありがとうございます。異議はないものと認めます。

議案第11号「荒川区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則」は、原案のとおり決定いたしました。

続いて議案第12号です。「荒川区教育委員会事務局組織改正に伴う関係規則の整備に関する

る規則」を議題といたします。

議案第12号について説明をお願いいたします。

教育総務課長 議案第12号「荒川区教育委員会事務局組織改正に伴う関係規則の整備に関する規則」について御説明いたします。

提案理由でございます。平成26年度から荒川区教育委員会事務局の組織が改正されることに伴い、荒川区教育委員会事務局組織改正に伴う関係規則の整備に関する規則を定めるものでございます。

先ほど青山委員から御指摘のとおり、現在、教育長に委任されている権限を教育委員会に戻しまして、新しい所管の方に移管するような形になってございます。

内容といたしまして、1 荒川区社会教育委員会議規則の一部の改正、2 荒川区教育委員会事務局処務規則の一部改正、3 荒川区教育委員会公印規則の一部改正、4 荒川区立図書館規則の一部改正、5 荒川区立荒川ふるさと文化館条例施行規則の一部改正、6 荒川区文化財保護条例施行規則の一部改正、7 荒川区青少年委員の設置に関する規則等の廃止、ということで、青少年委員の設置に関する規則と、任期の特例に関する規則、また、社会教育指導員の設置に関する規則、それから生涯学習施設である町屋文化センター、生涯学習センター、裏面でございますけれども、清里高原少年自然の家、清里高原ロッジ、それからスポーツ施設でございます荒川総合スポーツセンター条例、荒川遊園スポーツハウス条例、荒川区営運動場の設置に関する条例、荒川区スポーツ推進委員の設置に関する規則、それぞれの施行規則を組織改正に伴いまして廃止するものでございます。

詳細については別紙のとおりでございます。

また施行期日につきましても、平成26年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

関係規則整備に関する規則についての御提案でございます。

どうぞ御質問をお願いいたします。

教育長 若干説明を補足させていただきます。

議案第12号資料の1番から6番までは、これは教育委員会で行うべき事務について、教育長に委任していただいていたものを1回教育委員会に戻した形で、補助執行ととして区長部局に権限をゆだねる形になります。一方、7番については、施設とか青少年委員さんや社会教育委員さんについては、直接区長部局で事務処理をすることができるため、規則として廃止するというものでございます。

委員長 わかりました。

そのほか、御質問・御意見ございませんか。

青山委員 意見があります。

この規則改正を見る限りは、それぞれ今回の組織改正の趣旨が貫徹されるように読めるわけですが、万遺漏がないと思いますが、今後くれぐれも今回の組織改正によって繁文縟礼が行われるということはないと思いますけれども、事務がむしろやりやすくなるという方向で運営をよろしくお願いしたいと思います。

委員長 討論を終了してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ声あり〕

委員長 では、議案第12号につきましては異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

委員長 異議ないものと認めます。

議案第12号「荒川区教育委員会事務局組織改正に伴う関係規則の整備に関する規則」は原案のとおり決定いたしました。

次に移ります。議案第13号です。「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案第13号について御説明をお願いいたします。

教育総務課長 議案第13号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。

提案理由でございます。幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正によるほか、一部特別休暇の取り扱いについて変更するため、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則を改めるものでございます。

内容でございます。主な改正内容としまして、「子育て休暇」の新設に伴いまして、その取得要件等を規定するものでございます。

また、ボランティア休暇の付与を暦年から会計年度へ改めるもの、子の看護のための休暇の付与を暦年から会計年度へ改めるもの、短期の介護休暇の付与を暦年から会計年度へ改めるものでございます。

施行期日は平成26年4月1日でございます。

なお、こちらの「子育て休暇」の新設でございますけれども、現在こちらにつきましては男性のという形になってございますので、幼稚園教育職員につきましては現在男性の職員がいないということで、男性の幼稚園教育職員が採用になった場合につきましては該当するという形になってございます。

説明は以上でございます。

委員長 ありがとうございました。

次のページの第23条、これを見ますと「子育て休暇は、男性職員がその配偶者の産前産後の期間に子育てを行うための休暇とする」という御提案でございます。

どなたか御意見ございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

委員長 経過措置についてはいいですね。この3ページ目にあります。

教育長 一般の有給休暇が暦年から会計年度に改まっていますので、それにあわせてボランティア休暇だとか、看護休暇だとかも4月から3月ということに統一されたということです。

委員長 では、質疑を終了いたします。

第13号議案につきましては、意見はありませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

委員長 では、討論を終了いたします。

議案第13号については異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

委員長 異議ないものと認めます。

議案第13号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」は原案のとおり決定いたしました。ありがとうございました。

続いて、議案第14号に移ります。「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案第14号について御説明をお願いいたします。

教育総務課長 議案第14号「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。

提案理由でございます。幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴いまして、幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則を改めるものでございます。

内容でございます。主な改正内容としまして、勤務時間1時間当たりの給与額に算入する手当から住居手当を除外する。また、扶養手当及び住居手当に関する届け出の様式を改めるといことで、別記様式第2号となっております。こちらにつきましても施行期日は平成26年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

次のページから新旧対照表がございます。

2ページ裏と3ページは、届け出の様式であります。

御意見ございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

委員長 では、質疑を終了してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ声あり〕

委員長 議案第14号につきまして、御意見ございませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

委員長 議案第14号について異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

委員長 異議ないものと認めます。

議案第14号「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」は原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第15号であります。「幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案第15号について御説明をお願いいたします。

教育総務課長 議案第15号「幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

提案理由でございます。幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴い、幼稚園教育職員の住居手当に関する規則を改めるものでございます。

内容でございます。主な改正内容でございますが、扶養親族の有無に応じた手当額の区分が廃止されたことに伴い削除するものでございます。

住居手当の支給要件に月額27,000円以上の家賃を支払っていることが加えられたことに伴いまして、家賃の算定の基準を定めるものでございます。こちらにつきましても、施行期日は26年4月1日でございます。

規則の改正後、改正前につきましては別紙のとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

第14号と同じように、議案第15号もやはり新旧対照表が次ページから付いています。

教育長 住宅手当については、自宅の人にも出ていたのが出なくなってしまうということです。

委員長 では、議案第15号につきまして御意見ありませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

委員長 では、討論を終了いたします。

議案第15号について異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

委員長 異議ないものと認めます。

議案第15号「幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則」は、原案のとおり決定いたしました。

続いて、次の議案は人事の件です。議案第16号「荒川区教育委員会事務局の人事について」を議題といたします。

議案第16号について説明をお願いいたします。

教育総務課長 議案第16号「荒川区教育委員会事務局の人事について」でございます。

内容でございます。新任職としまして、教育部長につきましては五味智子、現在、総務企画担当部長、総務企画課長事務取扱でございます。

また、教育総務課長兼教育施設課長としまして丹雅敏、現在は教育施設課長でございます。

また、指導室長としまして小山勉、現在、ひぐらし小学校の校長ということで、この3人につきましては、発令月日が平成26年4月1日となっております。

また、職を解くということで、現任職教育総務課長の佐藤泰祥が文化交流推進課長へ、指導室長の武井勝久が江東区立第三亀戸中学校の校長へ転出。社会教育課長兼文学館調査担当課長の北村美紀子が生涯学習課長として、また統括課長に昇任となっております。

社会体育課長の泉谷清文が環境課長、南千住図書館長の小堀明美が図書館課長兼南千住図書館長。こちらにつきましても発令年月日は4月1日になってございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

第16号議案は組織の改定に伴う人事異動も含まれています。御質問ございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

小林委員 それぞれに大変お世話になってきた方々だけに、もう少し一緒にお仕事をさせていただきたいと思えますけれども、御栄転ですのおめでとうございます。

指導室長 ありがとうございます。

青山委員 第三亀戸中学校は、略すと三亀というのですか。いいところですね。

委員長 後ほどそれぞれにごあいさついただきますので、よろしくをお願いいたします。

では、異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

委員長 議案第16号「荒川区教育委員会事務局の人事について」、原案のとおり決定いたしました。

異動のございました教育委員会の方にも、新たにいらっしゃる人もおります。

次に議案第17号「指導主事の任用について」を議題といたします。

議案第17号について、説明をお願いいたします。

指導室長 それでは、議案第17号「指導主事の任用について」でございます。

内容でございます。指導主事の任用を行うといった内容でございます。

1 固有指導主事（統括指導主事）の新規派遣申請でございます。新任職統括指導主事、氏名を末永寿宣と申します。発令月日が4月1日。現任校等につきましては、東久留米市教育委員会の統括指導主事からの転任でございます。

参考として、新年度の指導主事ラインの体制を載せさせていただいております。統括指導主事1名増ということで、組織をまた強化していただくこととなります。

内容につきましては以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

議案第17号につきまして、御意見ございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

委員長 では、御意見がなければ討論は終了してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ声あり〕

委員長 議案第17号について異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

委員長 異議ないものと認めます。

議案第17号「指導主事の任用について」は原案のとおり決定いたしました。

まだ、さらに少し人事のことについてでございます。

議案第18号「荒川区立学校の園長、副園長、校長及び副校長の任用について」を議題といたします。

議案第18号について御説明をお願いいたします。

指導室長 それでは、議案第18号「荒川区立学校の園長、副園長、校長及び副校長の任用について」でございます。

内容でございます。荒川区立幼稚園及びこども園の園長及び副園長、小学校及び中学校の校長及び副校長の任用を行うといった内容でございます。

1 幼稚園長及びこども園長でございます。新任園名、花の木幼稚園の矢部美和子、現任園が花の木幼稚園で再任用でございます。汐入こども園の山本真理恵、現任園が尾久幼稚園で再任用でございます。

2 幼稚園の副園長でございます。尾久幼稚園の立石晃子、現任園が尾久第二幼稚園の副園長からの転任でございます。

3 統括校長、(1)小学校でございます。汐入東小学校の長谷川かほる、現任校が汐入小学校から新規の統括校長でございます。

(2)中学校。尾久八幡中学校の栗原満、尾久八幡中学校の継続で統括校長でございます。

4 校長、(1)小学校でございます。第三瑞光小学校の高橋恒雄、現任校が足立区立北鹿浜小学校からの転任でございます。汐入小学校の天野英幸、第一日暮里小学校からの転任でございます。第六瑞光小学校の金子和明、第六日暮里小学校からの転任でございます。第九峡田小学校の山口稔雄、大門小学校からの転任でございます。

裏面に参ります。尾久小学校の飯村誠一、第六瑞光小学校より転任でございます。赤土小学校の丸山稔。赤土小学校副校長より昇任でございます。大門小学校の矢田泰久、第九峡田小学校より転任でございます。第一日暮里小学校の羽中田彩記子、汐入東小学校からの再任用でございます。第三日暮里小学校の伊津壽美、第三日暮里小学校再任用でございます。第六日暮里小学校の中西文男、赤土小学校より転任でございます。ひぐらし小学校の山本洋、教育庁人事部職員課より昇任でございます。

続きまして退職でございます。第三瑞光小学校の松延茂、定年退職でございます。

転出でございます。新島村立式根島小学校新井裕、尾久小学校より転任でございます。指導室長といたしまして小山勉が、ひぐらし小学校から自治法派遣で指導室長に転出でございます。

(2)中学校。第四中学校の宮沢亨、第七中学校より転任でございます。第七中学校の近江貞之、尾久八幡中学校副校長より昇任でございます。

転出でございます。千代田区立九段中等学校の坂光司、第四中学校より転任でございます。

3 副校長でございます。(1)小学校。第二瑞光小学校の鰐淵賢治、第三峡田小学校より転任でございます。第三瑞光小学校堀敏子、第三瑞光小学校再任用でございます。峡田小学校の宮原典子、第五峡田小学校主幹教諭より昇任でございます。第三峡田小学校の山崎百合子、第二日暮里小学校より転任でございます。尾久西小学校の中西賢、ひぐらし小学校主幹教諭より昇任でございます。赤土小学校の出井玲子、峡田小学校より転任でございます。第二日暮里小学校の和田このみ、台東区立東浅草小学校より転任でございます。第三日暮里小学校の細田儀広、新宿区教育委員会指導主事より昇任でございます。

転出でございます。八王子市立恩方第二小学校の直井孝夫、第二瑞光小学校より転任でございます。足立区立鹿浜西小学校の武智勇喜、尾久西小学校より昇任でございます。足立区教育委員会統括指導主事の飯田秀男、第三日暮里小学校を解任で統括指導主事として着任いたします。江戸川区立二之江第三小学校の山根宏之、第一日暮里小学校主幹教諭より昇任でございます。

裏面でございます。(2)中学校。尾久八幡中学校の井上光博、足立区立六月中学校より転任でございます。原中学校の藤澤多嘉央、大田区立田園調布中学校主幹教諭より昇任でございます。

転出につきましては、足立区立第八中学校の勝田敏行、原中学校より昇任でございます。足立区立栗島中学校の田原好子、尾久八幡中学校主幹教諭より昇任でございます。

全て発令は4月1日ということでございます。

内容につきましては以上でございます。よろしく願いたします。

委員長 ありがとうございます。

この次の「校長、副校長」、これはいいのですか。

指導室長 参考として新年度の本区の校長、副校長、園長、副園長を一覧とさせていただきます。この体制で26年度をやって参ります。

委員長 ありがとうございます。

この議案第18号について、何か御意見はありませんでしょうか。

青山委員 新井先生は、よく式根島に行っていましたね。

教育長 本人が希望されて。

青山委員 そうですか。

教育長 ぜひということで。

青山委員 何かおやりになるのですか。

指導室長 以前にも島に行っていました。

青山委員 どこにいたのですか。

指導室長 たしか八丈島に行っていました。

青山委員 そうですか。では、やはり式根島も美しいところですからね。

でも、なかなか行っていただけないのですよね。

小林委員 坂先生が移られるのですね。

青山委員 千代田区立九段中学というのは、何かをやっているところですね。

指導室長 中等学校ですので、中高一貫校です。

青山委員 そうですね。

小林委員 それだけの実力をお持ちの方ということですね。

青山委員 昔の都立九段高校を千代田区に移管して、千代田区立で中高一貫をやっているのですよね。昔の東京市立一中です。

指導室長 坂先生をぜひ千代田区で迎えたいということで。

小林委員 これまで荒川のために尽力していただいて、本当にありがたかったです。

青山委員 中高一貫で、校長先生はどのようなのですか。それぞれいるのですか。

指導室長 お一人だったと思います。

教育長 確認してみます。

委員長 確認してください。

今度の人事、今年は他区に、又は他区から荒川にと、少しいつもより活性化されていますが。

教育長 小学校が結構異動があります。

委員長 やはり、印象に残る先生方が随分いらっしゃるから。

教育長 今は、校長先生も副校長先生も足りないの、定年になっても能力とやる気のある先生方はぜひ残っていただきたいということで、東京都教育委員会から御案内させていただいております。

小林委員 再任用の先生方も多いようなので、これからも御尽力いただきたいと思います。

委員長 では、議案第18号について異議ございますでしょうか。

{「異議なし」と呼ぶ声あり}

委員長 異議ないものと認めます。

議案第18号「荒川区立学校の園長、副園長、校長及び副校長の任用について」は、原案のとおりと決定いたしました。ありがとうございます。

続いて議案第19号「『荒川区学校図書館活用指針』の策定について」を議題といたします。

議案第19号について御説明をお願いします。

指導室長 議案第19号「『荒川区学校図書館活用指針』の策定について」でございます。

提案理由でございます。荒川区のすべての小中学校の学校図書館の機能の充実を図り、蔵書を活用しながら意欲的・主体的に学習に取り組む子どもたちを育てるために、荒川区学校図書館活用指針を策定するという理由でございます。

内容でございます。1 策定の趣旨。荒川区では蔵書の大幅な拡充や学校司書の全校配置等、学校図書館の充実を図ることによって、読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能を高めて参りました。

これからの荒川区の学校図書館には、子どもたちの自発的、主体的な学習活動を支援するとともに、情報の収集・選択・活用能力を育成して、学習活動の広がりにも寄与する「学習・情報センター」としての機能が求められております。

これらを踏まえ、蔵書を活用しながら意欲的・主体的に学習に取り組む子どもたちを育てるために「荒川区学校図書館活用指針」を策定するものでございます。

2 これまでの取組ということで、平成18年度図書標準100%全校達成から、「調べる学習コンクール」の開始までを載せさせていただいております。

3 学校図書館機能充実に向けた基本方針ということで、7点を示させていただいております。読書活動の推進、授業での学校図書館活用の推進、学校図書館支援室を核とした学校支援の質の向上、教員研修の充実（司書教諭と学校司書の資質向上）を目指しているということでございます。各校の学校図書館の連携強化、区立図書館との連携強化、学校ごとの基本方針・活用計画の作成と司書教諭の活用を示させていただいております。

4 学校図書館のさらなる活用に向けた今後の取組ということで、（1）基本方針であるとか、活用計画等を指導室・支援室で集約いたしまして、各校の実態に応じた支援を行って参ります。

（2）授業での学校図書館の活用時数等、活用状況について学期ごとに調査を集計いたしまして、これもまた実態を把握して支援を行って参ります。

（3）学校図書館支援室は、授業での図書館活用について、校種・教科ごとの実践事例集を作成して参ります。

（4）施設間の蔵書貸し出しについては、手続きの簡略化や交換便による図書の配送等、交流しやすいシステムを今後検討して参ります。

（5）司書教諭に関する講師補充の取組を行う区内12校につきまして、年度末に活用効果等の成果検証及び報告を行って参ります。

（6）区立図書館は地区別の学校司書等による連絡会に参加し、読書活動の推進及び授業での学校図書館活用を視点とした情報交換及び実践交流を行って参ります。

（7）タブレットの導入に伴い、学校図書館が「メディアセンター」としての機能を果たす役割となることを研修内容に取り入れて参ります。

（8）今後、3年ごとに学校図書館活用指針の見直しを図って参ります。

後ろに、「荒川区学校図書館活動指針（案）」ということで示させていただいております。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 ありがとうございます。

御意見ございますでしょうか。

非常に荒川区は充実しておりますけれども、タブレットも導入しますし、さらなる展開を求めて図書館を効果的に活用して、より学習に取り組める子どもたちを育てることや、タブレットをうまく活用させるということに大いに役立つような指針をつくったということだと思います。

小林委員 荒川区の教育事業の中で、学校図書館の事業というのは極めて重要なものです。また、非常に注目されている事業で、荒川区の学校図書館の事業の場合、ハードとソフトを組み合わせていまして、その点が特徴です。

ハードの面から言うと、蔵書の充実ということを挙げるすることができます。また、ソフトの面から言うと、司書教諭を配置しているということと、また、学校図書館の支援室がありまして、そういった体制が非常に素晴らしいと思っております。

またいろいろと「あらかわ子ども読書フェスティバル」であるとか、「図書館を使った調べる学習コンクール」なども開催しまして、とても充実したソフトを持っています。

今後、学校図書館活用指針を策定するという事で、さらにこういった事業が発展するよう、期待しております。

また荒川区の場合、日本全体もそうですが、学力を向上させるということが教育上の大きな課題なわけです。なかなか日本の現実の子どもの状況を見ていますと、知識を注入することが非常に難しい。

その中で、意欲的・主体的に学習に取り組む、いわゆる意識を喚起するということが重要になってくるわけです。その意味で学校図書館を活用するのは非常に重要であると思います。

また、この4番目の学校図書館のさらなる活用に向けた今後の取組ということで見せていただきますと、これはとてもいい内容で、例えば学校ごとの基本方針の策定であるとか、(4)で見ますと、施設間の蔵書貸し出し双方向システムは非常に注目できます。

また(7)、タブレットの導入に伴い学校図書館が「メディアセンター」としての機能を果たすということで、こういった活用方針に基づきながら、さらに荒川の学校図書館事業が発展することを期待しております。

今後ともよろしく願いいたします。

青山委員 図書標準に対する割合が小学校は14.2%の中学校は13.2%となっていますけれども、これは他区との比較の数字はありますか。

指導室長 他区のところはありません。

青山委員 ないですね。多分、成績のいいところしか発表していないし、100%に達していませんというのは、きっと出せませんから。

教育長 小林先生から大変褒めていただいたのですがけれども、一方で課題もまだありまして、私自身、学校図書館がいいというから見ているのですがけれども、正直やはり学校によって取組に温度差があったりするところも事実でございます。全体の底上げを図るためにもこういった形で、一定の基準となる教育委員会としての方針を具体的に示す必要があるというところで、この指針を策定いたしましたものです。前にも教育委員会で青山先生からたしかお話がありましたけれども、学校図書館の蔵書も充実して、読書マラソンなどで一人何冊読んだとかと競い合ったりしています。図書館の入館者数もそうなのですが、数字でなかなか客観的な指標というのが設定しづらいので、一人何冊読んだとか、何人の子が年間利用したと

かと、どうしても数で把握しがちなのですけれども、それだけではなくて、実際に子どもたちが図書館を使ってどのように学んだかというものをしっかり各学校で捉えていかなければいけないだろうということで、今回このような形で案ということで策定させていただきました。

先生方と小中学校長が懇談した後も、校長たちは大変気にしています。先生たちはいつ学校に来られるのだろうかとかと言っていますけれども、学校にいらっしゃったときには、図書館を使った授業なども先日の一日小ではないですけれども、御覧いただきまして、いいところもそうですし、まだもう少しこういうところを努力した方がいいのではないかというようなことも含めて、御助言いただければと思います。

蔵書の数にしても100%は達成しているのですけれども、若干学校によって蔵書の傾向に偏りがあったりして、各学校の図書館もまだまだ課題を抱えていることも事実なので、さらによりよくしていく必要があると思っています。

小林委員 一日小でこの前見せていただいたのですけれども、一日小はとにかくすばらしくて、授業でしっかりと活用されていて、本当にいきいきとした授業をされていました。こういった事例をほかの学校にも広められるようにすることが課題かと思いました。

委員長 各学校図書館のネットワークは大切ですが、子どもたち全員が本に親しむようにするには、やはりタブレットや電子黒板をせっかく導入しているのですから、タブレット等で本の場所を検索できるようになると、より学校図書館との連携が取れるようになるのではないかと思います。

タブレットは黎明期というか、まだ始まったばかりなので、慣れるのに時間が少し必要かもしれませんが、いずれ立派に使えるようになることを期待いたします。

そのほか、ございますでしょうか。

議案第19号につきまして、異議ございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

委員長 異議ないものと認めます。

議案第19号「『荒川区学校図書館活用指針』の策定について」は、原案のとおり決定いたしました。

審議事項は以上でございます。

次に、報告事項は2件ございます。「平成26年度予算における教育委員会主要事業について」。御説明をお願いいたします。

教育総務課長 それでは御手元にブルーの冊子、「平成26年度主要事業計画」というものがございます。

2月の教育委員会の定例会におきまして、26年度の予算につきまして区の全体と、あと教育委員会の予算の概要につきましては御説明させていただきました。

また、主要事業につきましてもそのときに御説明させていただきましたので、本日はその中から、各課の主要事業について御説明をさせていただきます。

青い冊子の13ページをお開きください。最初は、教育総務課の事業でございます。教育総務課の方は、教育委員会の運営もでございますけれども、記載のとおり子どもたちの安全対策という形で学校安全パトロール、児童安全推進委員の配置、あるいは児童交通安全指導員の配置、学校情報配信システムという形で子どもたちの安全のための事業を例年実施しているところでございます。

14ページの3のところでございます。地域連携事業費ということで、組織改正に伴いまして社会教育課が今まで行っておりましたPTAとの関係の事業につきましては、教育総務課の方で、26年度から実施するという形になりましたものですから、14ページの3の地域連携事業としまして合宿通学を教育総務課の方で実施することになってございます。

また、区立の小学校で校庭利用、校庭開放をしてございますので、こちらの校庭開放につきまして教育総務課の方で実施します。

また、PTA研修会でございます。PTA会長会の運営ですとか、学校の先生がPTAになってございますので、こちらにつきましても新年度、教育総務課の方で実施することになってございます。

次に、15ページの教育施設課でございます。

教育施設課につきましては、学校、幼稚園の施設整備ということで、1の(1)校舎等の大規模整備工事ということでございます。

まず、小学校の方ですけれども、来年度は第三瑞光小学校の給食能力が足りなくなってしまうということで、給食室の改修工事を実施します。こちらは記載のとおり金額になってございます。

また、上から五つ目ですけれども、体育館の吊り天井落下防止ということで、第四峡田小学校の方で行います。こちらにつきましては、3,049万円でございます。

また、尾久六小学校につきましても、同じような吊り天井の落下防止、二日、三日につきましても同じような工事を実施する予定でございます。

また、尾久西小学校のところですが、外部建具改修ということになっていますが、こちらは窓枠のアルミサッシの改修工事をするということで、2億1,200万円余の予算になってございます。

次に、中学校につきましても体育館の吊り天井の落下防止を南二中で実施しまして、また外

部建具改修ということで第七中学校で1億7,800万円余の予算を組んでいるところでございます。

17ページ、学務課の方でございます。学務課は学校管理の運営等の経費を見込んでおりまして、17ページの2の、学校図書館の整備ということで、先ほどお話がありましたように、図書館管理システムを活用して、学校図書館の充実を図っていきたいということで、小学校で2,200万円、中学校で1,200万円余の予算を組んでございます。

3番のタブレットPCを活用した学校教育の充実ということで、今年モデル事業を実施しましたので、来年度は全校一人1台体制ということで、7億9,000万円余の予算を組んでございます。

次に19ページ、8番の学校給食でございます。(2)給食運営の充実ということで、一番下のぼちのところでございますが、学校給食内容の充実ということで、「食育推進給食」と称しまして、使用食材や献立等に工夫を凝らした給食を公費で実施するというような形で食育啓発の実践をしていきたいということでございます。

次に、22ページの指導室でございます。指導室につきましては、1番の確かな学力の定着・向上ということで、(1)の学校パワーアップ授業ということで、これまで実施してきました。

来年度につきましては、確かな学力の定着・向上を図るための「あらかわ寺子屋」事業の全校展開などの取り組みを、各学校が「学力向上マニフェスト」としてまとめ、その結果を区民等に公表するというので、9,000万円余の予算を組んでいるところでございます。

次に、(2)の学力向上のための調査の実施ということで、学習意識調査あるいは学習到達度調査等を標準学力調査として継続的に実施していきたいと考えておりまして、こちらにつきましても2,370万円余の予算を組んでございます。

23ページでございます。(5)の学校図書館活用の支援・推進ということで、平成26年度は学校図書館に関する各種研修会の開催、学校図書館活用事例集、先ほど御説明しました冊子です。啓発リーフレットや読書ノートを作成・活用などの業務を広げるとともに、学校図書館活用指針を策定しまして、学校図書館の活用をさらに進めていきたいということでございます。こちらの経費については、1億300万円余の予算を組んでございます。

24ページでございます。小中一貫英語教育の推進でございます。(1)小学校英語教育の推進ということで、小学校全校に外国人指導員を配置しまして、英語教育のさらなる推進をしていきたいと考えてございます。

29ページ、7の教育センターでございます。こちらにつきましては教育相談(不登校ゼロプロジェクト)ということで、不登校をなくしていくという取組を進めていきたいというこ

とで、4,900万円余の予算を組んでございます。

参考としまして、今回の組織改正で新しくできました地域文化スポーツ部の主なものについて御説明をします。

まず、30ページの生涯学習課でございます。こちらにつきましては2番の青少年教育の充実ということで、今まで実施してございます少年教室、チャレンジ共和国、あるいは中高生のための講座、少年少女体験教室等につきまして実施してまいります。また(2)の地域少年育成活動補助事業としまして、荒少連が行っております少年キャンプ研修会、あるいは子ども会大会等の補助を実施していくという形になってございます。

続きまして、32ページの3の成人教育でございます。こちらにつきましては(3)家庭教育の向上という形で、学校教育とともに重要な家庭教育、家庭教育学級につきまして記載のとおり、乳幼児コースあるいは小中学生コース等の記載の授業を実施していきます。

また(4)の地域の教育力向上ということで、その事業につきましての補助をするということで、記載のとおり120万円余の予算を組んでございます。

また33ページ、(8)荒川コミュニティカレッジでございます。4期生を迎えるに当たりまして、新年度10月には5期生を募集するという形になってございます。

卒業した方たちについては、それぞれの場で活躍をいただいております。また、4期生も募集をして実施しているところですが、若干応募者数が少なくなってきたかなというところもありますので、また新たなカリキュラム等を考えながら、さらに充実していきたいということで考えてございます。予算につきましては1,300万円余という形になってございます。

34ページですけれども、5の文化財保護啓発でございます。(2)の江戸伝統技術の保存ということで、こちらにつきましてはのあらかわの伝統技術展。開催は7月4日から3日間ということで、総合スポーツセンターで開催する予定でございます。伝統技術のすばらしさを、ぜひ継承していきたいという形で行っていきいたいと考えてございます。

それから35ページの(6)でございます。奥の細道矢立初めの地 子ども俳句相撲大会ということで、今年度は素盞雄神社の境内で実施いたしました。来年度につきましては日暮里のサニーホールでサミットが開催されますので、サミットの関連事業という形で、大規模的に実施していきたいと考えてございます。予算につきましては85万円余でございます。

37ページのスポーツ振興費でございます。1の施設、設備の提供ということで、(1)の区営運動場の管理・運営・整備ということで7億4,400万円余の予算を組んでございます。区営運動場につきましては、東尾久運動場ですとか、河川敷の運動場が工事あるいはダイオキシンの関係で、いろいろ使えないところが多い中で、何とか区民の皆様にはスポーツを

していただきたいということで、来年度工事費等も含めて予算を組んでいるところでございます。

次に、(3) 荒川遊園スポーツハウスの管理運営ということで、スポーツハウスにつきましては、おかげさまをもちまして、今年度工事をいたしまして安全に使用できるようになり、今区民の方に使用していただいているところでございます。

来年度につきましても多くの方に使っていただきたいということで、さまざまな事業を展開していきたいというふうに考えてございます。

それから41ページでございます。(7) 総合型地域スポーツクラブ設立支援でございます。今、南千住スポーツクラブが一つございまして、そこで活発に活動をしておりますが、2カ所目の総合型地域スポーツクラブの設立支援を考えているところでございます。南千住スポーツクラブは、新しい学校、汐入東小学校ができたということで、会場がすぐ使えるというところがあったのですが、ほかの地域ですと既存の学校施設等につきましては、すでに団体が使用しているというところが多いものですから、どうしていくかということで課題がまだまだございますが、2カ所目のスポーツクラブの設立を何とかしていきたいということで予算を組んでございます。

次に、43ページでございます。今度、図書館課という課になります、図書館課の事業でございますが、子ども読書活動推進計画事業費ということで、(1) 柳田邦男絵本大賞という形になってございます。教育委員会でも御報告をしてございますが、なかなか子どもたちの応募数は多いのですけれども、一般の方が少ないということもございまして、そういったところを小堀館長が力を入れて実施してまいりますので、よろしく願いいたします。

あとは詳細につきましては、記載のとおりでございますので、御参照していただければと思います。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 どなたか御質問ございますか。

青山委員 文部科学省の基準の方で、小学校の英語教育との関係で言うと荒川区のここに書いてあるレベルで言うと、教員の派遣日数の規模とかそういったことには影響はありますか。あるいは、学習内容に影響がありますか。

指導室長 また、学習指導要領がこの先変わろうかと……。

青山委員 学習指導要領が来るのは、まだこれからなのですね。

指導室長 そうなのです。変わってくるところで、それを本区としてどういうふうに行っていくかというお話にはなるかと思えます。

青山委員 わかりました。

委員長 予算が、932億円が26年度の総額ですね。そのうち教育費が減っていますね。

区全体としては、予算を緊縮しようということだったと思いますけれども、2年連続で教育の予算が減っているというのは、建物をつくっていないなどの理由ですか。

教育長 この1ページ目で、数字だけですとちょっとわかりにくいのですけれども、25年度に減っているのは、尾久八幡中学校が開校したので、25年度は多額の建設工事費が減ったということです。

また26年度は、図書館と社会教育と社会体育が区長部局に行ったので、その分が減りました。教育委員会トータルでは、司書教諭を10校で活用したり、タブレットの全校配備、あらかわ寺子屋の全校実施等で、かなり増えております。

委員長 了解しました。

建築費が、25年度は非常に膨大な予算として多かったということですね。

教育長 そうですね。

委員長 それと、もう1点、19ページのう歯予防対策とございますね。私の記憶では、たしか国の方で子どもたちの歯並びをきれいにする補助を出すということがありませんでしたか。

私は、昔からアメリカのように歯並びをきれいな子どもにしたいというのが念願でしたので、アメリカでは多くの子どもが矯正するのです。それに対して補助金が出るというニュースをどこかで見たような気がするのです。やはり歯が、口がいろいろな病気のもとですから、当然歯ができるのは歯並びが大きく関係しますので、来年度から歯のきれいな子どもたちの荒川というのをつくりたいなど。

教育長 確認をさせていただきます。

委員長 そのほか、主要事業の計画につきまして、何かありましたら、お願いいたします。

小林委員 幼児教育段階というのは、極めて重要です。その意味で、例えば子ども読書活動推進計画であるとか、そういった部分というのは幼児教育も含めてということなのですか。主に小中学校ということでしょうか。

南千住図書館長 子ども読書活動推進計画は、図書館が策定しているものなのですが、幼稚園とか保育園での読みきかせ、それからブックスタート、赤ちゃんの3、4カ月検診時や、マタニティ講座にも絵本を持って行って、お母さま方に御紹介することも含めて、ゼロ歳から、主には中高生までの読書活動について策定しているものでございます。

小林委員 そうですか。わかりました。ありがとうございます。

教育長 説明を補足させていただきます。

ただいま、各課の事業について説明させていただき、参考として地域文化スポーツ部に行く教育委員会の傘下の来年度の主だった事業について説明いたしましたけれども、先ほど教育

委員会の事務局の人事で御説明しました、教育総務課の佐藤課長ですけれども、今度創設される地域文化スポーツ部の庶務担当の課長で、文化交流推進課長でいきますので、そういった意味では北村課長や小堀館長だけではなく、佐藤課長も地域文化スポーツ部におりますので、新しい部と教育委員会との関係も、これまで以上に密になると期待してございます。

委員長 ありがとうございます。

そのほか、ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

委員長 なければ、次の報告事項に移ります。

「いじめ問題に関する荒川区教育委員会の対応について」、御説明をお願いいたします。

指導室長 それでは、「いじめ問題に関する荒川区教育委員会の対応について」でございます。

骨子といたしまして、荒川区におけるいじめ防止等のための条例の制定や対策委員会の設置等について、今後、国及び都の動向を見極めながら対応して参りたいということでございます。

内容の1番。国の動向といたしまして、昨年9月の「いじめ防止対策推進法」、10月策定の「いじめ防止等のための基本的な方針」を定めまして、国あるいは地方公共団体、学校において、いじめ問題への対策を推進するための基本となる事項や指針、留意点を示して参りました。

今後、その教育委員会制度の改革に関連して、首長が教育委員会と協議・調整するための「総合教育会議」の設置が予想され、この中でいじめ問題の対策についても検討していくことが考えられます。これは国の動きでございます。

また、2番の東京都の動きといたしまして、いじめ問題への対策を推進するための基本となる事項を規定する「東京都いじめ防止条例案」を6月の都議会第2回定例会に提出する予定と聞いております。

また、同時に「いじめ総合対策」を制定し、教育委員会及び公立学校において講じる総合的な対策の具体的内容を規定するとの新聞報道の発表等もございました。

こういった動きを受けまして、3番の「今後の対応」といたしまして、本年の1月10日に開催されました第1回教育委員会定例会で、「荒川区教育委員会いじめ問題対策委員会」を設置し、2月に第1回委員会を開催する旨報告をさせていただいたのですが、上記のように国及び都の動向が不透明でありまして、荒川区におけるいじめ防止に関する条例の制定や対策委員会の設置につきましても、今後国及び都の動向を見極めながら対応を行って参りたいと考えております。

なお、その間に重大ないじめ問題が発生した場合には、教育委員会に緊急の対策委員会を設

けるなど、迅速・的確な対応を行って参りたいと考えております。

報告につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 ありがとうございます。

方針を国や都の方針を踏襲しながらつくるということでしょうか。

教育長 若干国や東京都の動向が、まだ現時点では見えないところがありますので、整合性をとるために、ちょっと動向を見極めたいと思っております。

委員長 わかりました。

何か御意見はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

委員長 では、いじめ問題に関して御質問がないようですので、予定しておりました事項は以上ですが、事務局より連絡事項等ありますか。

指導室長 委員長、先ほど中等教育学校の件で確認いたしましたので、御報告してよろしいでしょうか。

委員長 はい。

指導室長 千代田区立九段中等教育学校につきましては、校長1名ということで、それに副校長が2名でございます。前期課程、いわゆる中学校課程の副校長と、後期課程の副校長が1名ずついるのですけれども、校長は1名ということです。

青山委員 ということは、坂先生が高校も含めた全体の校長先生ということですね。

ありがとうございます。

教育長 坂先生は、高校もやっていたのですか。

指導室長 坂先生は、もともと高校籍の先生でいらっしゃいました。中学校の校長先生もやっていたらしいですという。

教育長 そういうことも評価されたのではないですかね。

委員長 ありがとうございます。予定されていたものは終わりましたけれども、事務局の異動のあいさつは最後でいいですか。

教育総務課長 協議会の中でまた行います。

委員長 わかりました。

では、そのほかございますか。

社会教育課長 御手元の緑色の冊子、平成25年度奥の細道矢立初めの地 子ども俳句相撲大会プログラムということで、机上に配付してございます。

今月3月8日土曜日に、素盞雄神社の境内で行いました。これまで、荒川ふるさと文化館の地下の視聴覚室を会場として実施しておりましたが、今回は大空の下で開催したものでござ

います。

5ページを見ていただきますと、そのトーナメント表がついておりますが、最終的に横綱として優勝したのが、大垣市立青墓小学校の昼飯花という、女性二人のチームが優勝いたしました。

委員長 作品は何ページになりますか。

社会教育課長 5ページにトーナメント表がありまして、昼飯花の作品は20ページに掲載してございます。

翌日の東京新聞にも載りました、昼飯花の女性二人のチームです。11ページが、東の大関の三日小のチームUという、男性二人のチームで、小学校1年生と2年生でありまして、とてもかわいらしいパフォーマンスをしていただいたチームU、三日小の小学生です。

17ページに西の大関ということで、大垣市の全国東西俳句相撲大会で優勝した横綱でUAという女性のチームで、尾久西小学校と三日小の作品が17ページに載っております。

UAチームは、途中で昼飯花という優勝チームに当たってしまったということで、準決勝で敗退ということで残念だったのですが、三日小・尾久西小のチームはとても健闘していました。

先ほど紹介しましたチームUという、三日小の小学生が東の大関、準優勝なのですが、とてもかわいらしいパフォーマンスで、1年生、2年生の小学生がランドセルを背負ったりして、とてもかわいらしい俳句を読んでいました。

委員長 この新聞に出ています昼飯花、「太平洋 めざして進む 流しびな」。これはすごくいい句ですね。これが昼飯花の句ですね。

社会教育課長 そうです。優勝した大垣市立青墓小学校のチームです。

教育長 大垣でやった俳句大会で荒川の子が優勝して、荒川でやった俳句大会で大垣の子が優勝しています。

社会教育課長 荒川区での大会では、これまで大垣市の小学生が優勝するといった結果でしたが、昨年の大垣市での大会は荒川区が優勝で、今年の11月に、また大垣市に荒川区の小学生を派遣しますし、再来年の3月に行います「奥の細道千住あらかわサミット」につきましても、そちらにも大垣市の小学生がこちらに派遣されるということで、俳句相撲大会を行う予定でございます。

委員長 とても新鮮でいいですね。

ありがとうございました。

そのほかにもございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

委員長 以上をもちまして、教育委員会の第6回定例会を閉会いたします。

了